

特 15

343

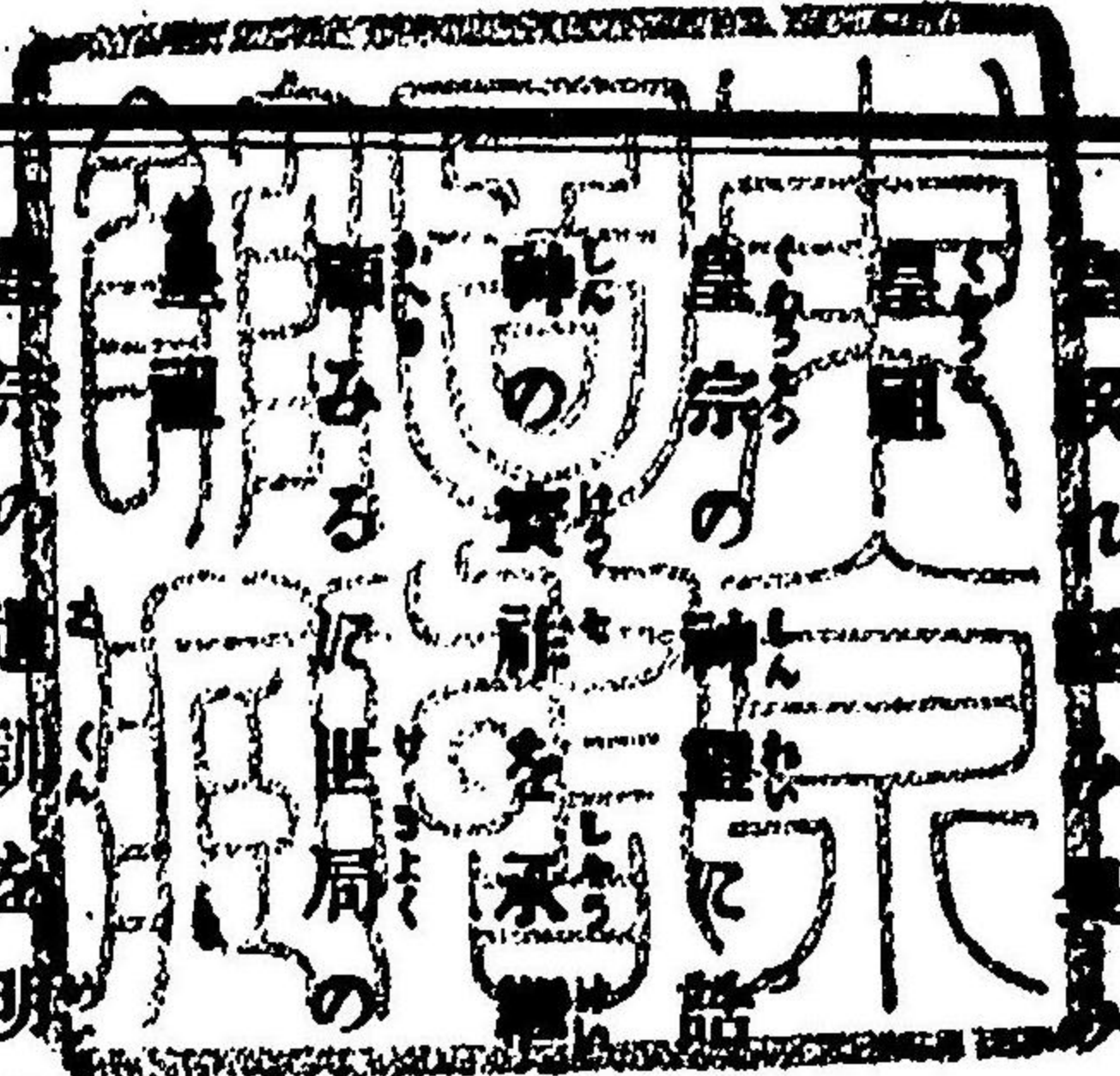
明治二十二年二月十九日發行

大日本  
帝國  
憲法  
附則

東京

同盟書肆

持15  
343 No 15390



告

文

皇宗の神靈に語り白さく皇族れ天壤無窮の宏謀に循ひ惟  
 皇祖の神祚を永曆し舊圖を保持して敢て失墜をること無し  
 皇祖の神靈に語り白さく皇族れ天壤無窮の宏謀に循ひ惟  
 皇祖の神祚を永曆し舊圖を保持して敢て失墜をること無し  
 皇祖の神靈に語り白さく皇族れ天壤無窮の宏謀に循ひ惟  
 皇祖の神祚を永曆し舊圖を保持して敢て失墜をること無し

皇宗の遺訓を明徴にし典憲を成立し一統を昭示し内以て  
 子孫の申由する所を爲す外に以て臣民翼賛の道を廣め  
 永遠に遵行せしめ益々國家の丕基を鞏固にし八洲民生の慶  
 福を増進すへし茲は皇室典範及憲法を制定す惟ふに此れ  
 皆を



皇祖  
皇宗の後裔に貽りたまへる統治の洪範を紹述するに外な  
らす而して朕が躬に逮て時と俱に舉行するふとを得るの  
洵に  
皇祖  
皇宗及我の  
皇考の威靈ふ倚藉をるに由らざるハ無し皇朕れ仰て  
皇祖  
皇宗及  
皇考の神祐を禱り併せて朕が現在及將來ふ臣民に率先し  
此の憲章を履行して愆ふさらむことを誓ふ庶幾くの  
神靈此れを鑒みたまへ

憲法發布勅語

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心の欣榮とし朕が  
祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此の  
不磨の大典を宣布す  
惟ふに我が祖我が宗は我が臣民祖先の協力輔翼に依り我  
か帝國を肇造し以て無窮に垂れたり此れ我が神聖なる祖  
宗の威徳と並に臣民の忠實勇武ふして國を愛し公に殉ひ  
以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我が臣民  
は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕が  
意を奉體し朕が事を遵順し相與に和衷協同一益我が帝國  
の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固あらしむ  
るの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はさ  
るなり

朕祖宗の遺烈を承り萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民に即ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其の康福を増進し其の懿徳良能を發達せしめむことを願ひ又其の翼賛に依與に俱に國家の進運を扶持せむとを望み乃ち明治十四年十月十四日の詔命を履踐し茲より大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知しむ國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及朕が子孫に將來此の憲法の條章に循ひ之を行ふことを愆らざるべし朕が臣民の權利及財産の安全を貴重し及之を保護し

此の憲法及法律の範圍内に於て其の享有を完全ならしむべきふとを宣言す帝國議會は明治二十三年を以て之を召集し議會開會の時を以て此の憲法をして有効ならしむるの期とすへし將來若し此の憲法の或る條章を改定するの必要なる時宜を見らるるに至らば朕が繼統の子孫は發議の權を執り之を議會に付し議會は此の憲法に定めたる要件に依り之を議決するの外朕が子孫及臣民は敢て之が紛更を試みることを得ざるへし朕が在廷の大臣は朕が爲に此の憲法を施行するの責に任すへく朕が現在及將來の臣民は此の憲法に對し永遠に從順の義務を負ふべし

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

六

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼 伯爵松方正義
- 内務大臣 伯爵大山巖
- 陸軍大臣 伯爵森有禮
- 文部大臣 子爵森有禮
- 逓信大臣 子爵榎本武揚

# 大日本帝國憲法

## 第一章 天皇

- 第一條 大日本帝國ハ萬世一系の天皇之を統治す
- 第二條 皇位ハ皇軍典範の定むる所に依り皇男子孫之を繼承す
- 第三條 天皇ハ神聖にして侵すべからず
- 第四條 天皇ハ國の元首にして統治權を總攬し此の憲法の條規に依り之を行ふ
- 第五條 天皇ハ帝國議會の協贊を以て立法權を行ふ
- 第六條 天皇ハ法律を裁可を其の公布及執行を命ぜ
- 第七條 天皇ハ帝國議會を召集し其の開會閉會停會及衆議院の解散を命ず
- 第八條 天皇ハ公共の安全を保持し又ハ其の災厄を避くる爲緊急の必要に由り帝國議會閉會の場合に於て法律に代るべき勅令を發せ
- 第九條 此の勅令は次の會期に於て帝國議會に提出すへし若議會に於て承諾せざるときは政府は將來に向て其の効力を失ふことを公布すべし
- 第十條 天皇ハ法律を執行する爲に又ハ公共の安寧秩序を保持し及臣民の幸福を増進する爲に必要なる命令を發し又は發せしむ但し命令を以て法律を變更することを得ず
- 第十一條 天皇ハ行政各部の官制及文武官の俸給を定め及文武官を任免す但し此の憲法又は他の法律に特別を掲げたるものは各其の條項に依る
- 第十二條 天皇ハ陸海軍を統帥す
- 第十三條 天皇ハ陸海軍の編制及常備兵額を定む
- 第十四條 天皇ハ職を宣し和を請じ及諸般の條約を締結す

七

第十四條 天皇は戒嚴を宣告す

戒嚴の要件及効力ハ法律を以て之を定む

第十五條 天皇は爵位勳章及其他の榮典を授與す

第十六條 天皇は大赦特赦減刑及復權を命ず

第十七條 攝政を置くは皇室典範の定むる所に依る

攝政は天皇の名に於て大權を行ふ

第二章 臣民權利義務

第十八條 日本臣民たるの要件は法律の定むる所に依る

第十九條 日本臣民は法律命令の定むる所の資格に應じ均く文武官ふ任せられ及其他の公務に就くことを得

第二十條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ兵役の義務を有す

第二十一條 日本臣民は法律の定むる所に従ひ納税の義務を有す

第二十二條 日本臣民は法律の範圍内に於て居住及移轉の自由を有す

第二十三條 日本臣民は法律に依るに非ずして逮捕監禁審問處罰を受くることなし

第二十四條 日本臣民は法律に定めたる裁判官の裁判を受くるの權を奪はるることなし

第二十五條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外其の許諾なくして住所に侵入せられ及搜索せらるることなし

第二十六條 日本臣民は法律に定めたる場合を除く外信書の秘密を侵さるることなし

第二十七條 日本臣民ハ其の所有權を侵さるることなし

公益の爲必要なる處分ハ法律の定むる所に依る

第二十八條 日本臣民ハ安寧秩序を妨げ及臣民たるの義務に背かざる限に於て信教の自由を有す

第二十九條 日本臣民ハ法律の範圍内ハ於て言論著作印行集會及結社の自由を有す

第三十條 日本臣民ハ相當の敬禮を守り別に定むる所の規程に従ひ請願を爲す事を得

第三十一條 本章に掲げたる條規ハ戰時又ハ國家事變の場合ハ於て天皇大權の施行を妨ぐるることなし

第三十二條 本章に掲げたる條規ハ陸海軍の法令又ハ紀律に牴觸せざるもの限り軍人に準行す

第三章 帝國議會

第三十三條 帝國議會ハ貴族院衆議院の兩院を以て成立す

第三十四條 貴族院ハ貴族院令の定る所ハ依公族華族及勅任爲れたる議員を以て組織す

第三十五條 衆議院ハ選舉法の定むる所ハ依り公選せられたる議員を以て組織す

第三十六條 何人も同時ハ兩議院の議員たることを得ず

第三十七條 凡て法律ハ帝國議會の協賛を経るを要す

第三十八條 兩議院ハ政府の提出する法律案を議決及各自法律案を提出することを得

第三十九條 兩議院の一に於て否決したる法律案ハ同會期中に於て再び提出することを

得ず

第四十條 兩議院の法律又は其の他の事件に付各々其の意見を政府に建議することを得  
但し其の採納を得ざるものと同一會期中に於て再び建議することを得ず

第四十一條 帝國議會は毎年之を召集す

第四十二條 帝國議會は三箇月を以て會期とす必要ある場合於ては勅命を以て之を延  
長することあるべし

第四十三條 臨時緊急の必要ある場合に於て常會の外臨時會を召集すべし

臨時會の會期を定むるの勅命に依る

第四十四條 帝國議會の開會閉會會期の延長及停會ハ兩院同時に之を行ふべし

衆議院解散を命せられたるときハ貴族院ハ同時に停會せらるべし

第四十五條 衆議院解散を命せられたるときハ勅命を以て新に議員を選挙せしめ解散の  
日より五箇月以内之を召集すべし

第四十六條 兩議院ハ各其の總議員三分の一以上出席するに非されハ議事を開き議決を  
爲すことを得ず

第四十七條 兩議院の議事ハ過半数を以て決す可否同數あるときハ議長の決する所に依  
る

第四十八條 兩議院の會議ハ公開す但し政府の要求又ハ其の院の決議に依り秘密會と爲  
すことを得

第五十條 兩議院の臣民より呈出する請願書を受くることを得

第五十一條 兩議院ハ此の憲法及議院法に掲ぐるもの、外内部の整理に必要なる諸規則  
を定むることを得

第五十二條 兩議院の議員ハ議院に於て發言したる意見及表決に付院外に於て責を負ふ  
ことなし但議員自ら其の言論を演説刊行筆記又ハ其の他の方法を以て公布したるときは

一般の法律に依り處分せらるべし

第五十三條 兩議院の議員は現行犯罪又ハ内亂外患に關る罪を除く外會期中其院の許諾  
なくまて逮捕せらるることなし

第五十四條 國務大臣及政府委員ハ何時たりとも各議院に出席し及發言することを得

第四章 國務大臣及樞密顧問

第五十五條 國務各大臣ハ天皇を輔弼し其の責に任す

凡て法律勅令其の他國務に關る詔勅ハ國務大臣の副署を要す

第五十六條 樞密顧問は樞密院官制の定むる所に依り天皇の諮詢に應ヘ重要の國務を審  
議す

第五章 司法

第五十七條 司法權ハ天皇の名に於て法律に依り裁判所之を行ふ

裁判所の構成ハ法律を以て之を定む

第五十八條 裁判官ハ法律に定めたる資格を具ふる者を以て之に任す

裁判官の刑法の宣告又は懲戒の處分に由るの外其の職を免せらるゝことなし  
懲戒の條規ハ法律を以て之を定む

第五十九條 裁判の對審判決は之を公開せ但し安寧秩序又ハ風俗を害するの虞あるとき  
ハ法律に依り又ハ裁判所の決議を以て對審の公開を停むることを得

第六十條 特別裁判所の管轄に屬すへきものは別に法律を以て之を定む

第六十一條 行政官廳の違法處分ハ由り權利を傷害せられたりとするの訴訟ハして別に  
法律を以て定めたる行政裁判所の裁判に屬すへきものは司法裁判所に於て受理せるの限  
に在らず

第六章 會計

第六十二條 新に租税を課し及税率を變更するハ法律を以て之を定むへし

但し報償に屬する行政上の手数料及其他の收納金は前項の限に在らず  
國債を起し及豫算に定めたるものを除く外國庫の負擔となるへき契約を爲すハ帝國議會  
の協賛を經へし

第六十三條 現行の租税は更に法律を以て之を改めざる限は舊に依り之を徵收す

第六十四條 國家の歳出歳入は毎年豫算を以て帝國議會の協賛を經へし  
豫算の款項ハ超過し又は豫算の外に生じたる支出あるときハ後日帝國議會の承諾を求む  
るを要す

第六十五條 豫算は前に衆議院に提出すへし

第六十六條 皇室經費ハ現在の定額ハ依り毎年國庫より之を支出し將來増額を要する場  
合を除く外帝國議會の協賛を要せず

第六十七條 憲法上の大權に基つける既定の歳出及法律の結果に由り又ハ法律上政府の  
義務に屬する歳出ハ政府の同意なくして帝國議會之を廢除し又ハ削減することを得ず

第六十八條 特別の須要に因り政府は豫算年限を定め繼續費として帝國議會の協賛を求  
むることを得

第六十九條 避くへかたざる豫算の不足を補ふ爲に又は豫算の外ハ生きたる必要の費用  
に充つる爲に豫備費を設くへし

第七十條 公共の安全を保持する爲緊急の需用ある場合に於て内外の情形ハ因り政府は  
帝國議會を召集すること能はざるときは勅令に依り財政上必要の處分を爲すことを得  
前項の場合に於ては次の會期に於て帝國議會ハ提出し其の承諾を求むるを要す

第七十一條 帝國議會に於て豫算を議定せず又ハ豫算成立に至らざるときハ政府ハ前年  
度の豫算を施行すへし

第七十二條 國家の歳出歳入の決算ハ會計検査院之を検査確定し政府ハ其の検査報告と  
俱に之を帝國議會に提出すへし  
會計検査院の組織及職權ハ法律を以て之を定む

第七章 補則

第七十三條 將來此の憲法の條項を改正するの必要あるときハ勅命を以て議案を帝國議



會の議小付をへし  
 此の場合小於て兩議院は各其の總員三分の二以上出席する小非されは議事を開くことを得ず出席議員三分の二以上の多數を得る小非されて改正の議決を爲すことを得ず  
 第七十四條 皇室典範の改正は帝國議會の議を経るを要せず  
 皇室典範を以て此の憲法の條規を變更することを得ず  
 第七十五條 憲法及皇室典範は攝政を置くの間之を變更をることを得ず  
 第七十六條 法律規則命令又ハ何等の名稱を用ゐたるに拘らず此の憲法に矛盾せざる現行の法令ハ總て遵由の効力を有す  
 皇出上政府の義務に係る現在の契約又ハ命令は總て第六十七條の例に依る

### ○法律

朕樞密顧問の諮詢を経て議院法を裁可し之を公布せしめ併せて貴族院及衆議院成立の日より各々本法に依り施行すへきものとを命ず

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 逓信大臣 伯爵榎本武揚

### 法律第二號 議院法

#### 第一章 帝國議會の召集成立及開會

第二條 帝國議會召集の期日を定め少くとも四十日前之を宣布すへし

第二條 議員の召集の勅諭に指定したる期日に於て各議院の會堂に集會すべし

第三條 衆議院の議長副議長は其の院に於て各々三名の候補者を選挙せしめ其の中より之を勅任すべし

議長副議長の勅任せらるゝまては書記官長議長の職務を行ふべし

第四條 各議院の抽籤法に依り總議員を數部に分割し毎部々長一名を部員中より於て互選せしめしめ開院式を行ふべし

第五條 兩議院成立したる後勅命を以て帝國議會開會の日を定め兩院議員を貴族院に會合せしめ開院式を行ふべし

第六條 前條の場合に於て貴族院議長は議長の職務を行ふべし

第二章 議長書記官及經費

第七條 各議院の議長副議長は各々一員とす

第八條 衆議院の議長副議長の任期は議員の任期に依る

第九條 衆議院の議長副議長辭職又は其の他の事故に由り關位となりたるときは繼任者の任期は仍前任者の任期に依る

第十條 各議院の議長は其の議院の秩序を保持し議事を整理し院外に對し議院を代表す

第十一條 議長は議會閉會の間は於て仍其の議院の事務を指揮す

第十二條 議長は常任委員會及特別委員會に出席し發言するを得但表決の數に預らざる

第十三條 各議院に於て議長故障あるときは副議長之を代理す

第十四條 各議院に於て議長副議長俱に故障あるときは假議長を選挙し議長の職務を行はしむべし

第十五條 各議院の議長副議長は任期満限に達するも後任者の勅任せらるゝまては仍其の職務を繼續すべし

第十六條 各議院に書記官長一人書記官數人を置く

書記官長は勅任とし書記官は委任とす

第十七條 書記官長は議長の指揮に依り書記官の事務を整理し公文に署名す  
書記官は議事録及其他の文書案を作り事務を整理す

書記官の外他の必要なる職員は書記官長之を任す

第十八條 兩議院の經費は國庫より之を支出す

第三章 議長副議長及議員歳費

第十九條 各議院の議長は歳費として四千圓副議長は二千圓貴族院の被選及勅任議員及衆議院の議員は八百圓を受け別定むる所の規則に従ひ旅費を受く但し召集に應ぜざる者は歳費を受くことを得ず

議長副議長及議員の歳費を辭することを得ず

官吏にして議員たる者の歳費を受くことを得ず  
第二十五條の場合に於ては第一項歳費の外議院の定むる所に依り一日五圓より多からざる手當を受く

第四章 委員

第二十條 各議院の委員は全院委員常任委員及特別委員の三類とす

全院委員は議院の全員を以て委員と爲すものとす  
常任委員は事務の必要に依り之を數科に分割し負擔の事件を審査する爲に各部に於て同數の委員を總議員中より選舉し一會期中其の任に在るものとす  
特別委員は一事件を審査する爲に議院の選舉を以て特別付託を受くるものとす

第二十一條 全院委員長は一會期ごとくに開會の始に於て之を選舉す  
常任委員長及特別委員長は各委員會に於て之を互選す

第二十二條 全院委員會と議院三分の一以上常任委員會及特別委員會は其委員半數以上出席するに非ざれば議事を開き議決を爲すことを得ず

第二十三條 常任委員會及特別委員會の議員の外傍聴を禁ず但し委員會の決議に由り議員の傍聴を禁ずることを得

第二十四條 各委員長は委員會の經過及結果を議院に報告すへし

第二十五條 各議院の政府の要求に依り又ハ其の同意を経て議會閉會の間委員をして議事の審査を繼續せしむるものとを得

第五章 會議  
第二十六條 各議院の議長は議事日程を定めて之を議院に報告す  
議事日程の政府より提出したる議案を先にすへし但し他の議事緊急の場合に於て政府の

同意を得たるときは此の限に在らず

第二十七條 法律の議案は三讀會を経て之を議決すへし但し政府の要求若ハ議員十人以上の要求に由り議院に於て出席議員三分の二以上の多數を以て可決したるときハ三讀會の順序を省略することを得

第二十八條 政府より提出したる議案は委員の審査を経て之を議決することを得ず但し緊急の場合に於て政府の要求に由るものは此の限に在らず

第二十九條 凡て議案を發議し及議院の會議に於て議案に對し修正の動議を發するものハ二十人以上の賛成あるに非ざれば議題と爲すことを得ず

第三十條 政府の何時たりとも既に提出したる議案を修正し又は撤回することを得

第三十一條 凡て議案は最後に議決したる議院の議長より國務大臣を経由して之を奏上すへし

但し兩議院の一に於て提出したる議案にして他の議院に於て否決したるときハ第五十四條第二項の規定に依る

第三十二條 兩議院の議決を経て奏上したる議案にして裁可せらるるものと次の會期までに公布せらるるへし

第六章 停會閉會  
第三十三條 政府の何時たりとも十五日以内に於て議院の停會を命ずることを得議院停會の後再び開會したるときは前會の議事を繼續すへし

第三十四條 衆議院の解散に依り貴族院が停會を命じたる場合に於ては前條第二項の例に依らす

第三十五條 帝國議會閉會の場合に於て議案建議請願の議決に至らざるもの後會に繼續せしむる第二十五條の場合に於ては此の限に在らす

第三十六條 閉會は勅命に由り兩議院合會に於て之を舉行すへし

第七章 秘密會議

第三十七條 各議院の會議に左の場合に於て公開を停むるを得

- 一 議長又は議員十人以上の發議に由り議院之を可決しうる時
- 二 政府より要求を受けたる時

第三十八條 議長又は議員十人以上より秘密會議を發議したるときは議長は直ち傍聽人を退去せしめ討論を用ゐずして可否の決を取らるへし

第三十九條 秘密會議は刊行することを許さず

第八章 豫算案の議定

第四十條 政府より豫算案を衆議院に提出したるときは豫算委員は其の院に於て受取りたる日より十五日以内に審査を終り議院に報告すへし

第四十一條 豫算案に就き議院の會議に於て修正の動議を發するものは三十人以上の賛成あるに非されん議題と爲すことを得ず

第九章 國務大臣及政府委員

第四十二條 國務大臣及政府委員の發言に何時たりとも之を許すへし但し之が爲に議員の演説を中止せしむることを得ず

第四十三條 議院に於て議案を委員に付したるときは國務大臣及政府委員に何時たりとも委員會に出席し意見を述べふることを得

第四十四條 委員會は議長を經由して政府委員の説明を求むることを得

第四十五條 國務大臣及政府委員の議員たる者を除く外議院の會議に於て表決の數に預るべし

第四十六條 常任委員會又は特別委員會を開くときは毎會委員長より其の主任の國務大臣及政府委員に報知すへし

第四十七條 議事日程及議事に関する報告を議員に分配すると同時に之を國務大臣及政府委員に送付すへし

第十章 質問

第四十八條 兩議院の議員政府に對し質問を爲さむるときは三十人以上の賛成者あるを要す

質問の簡明なる主意書を作り賛成者と共に運署して之を議長に提出すへし

第四十九條 質問主意書の議長之を政府に轉送し國務大臣の直に答辯を爲し又は答辯をへき期日を定め若答辯を爲さざる時は其の理由を示明すへし

第五十條 國務大臣の答辯を得ない答辯を得るときは質問の事件に付議員の建議の動議

を爲すことを得

第十一章 上奏及建議

第五十一條 各議院上奏せむとするときは、文書を奉呈し、又は議長を以て總代とし、謁見を請ひ之を奉呈することを得

各議院の建議は、文書を以て政府に呈出すへし

第五十二條 各議院に於て上奏、又は建議の動議は、三十人以上の賛成あるを非ざれば、議題と爲すことを得ず

第十二章 兩議院關係

第五十三條 豫算を除く外、政府の議案を付するは、兩議院の内何れを先とするも便宜に依る

第五十四條 甲議院に於て政府の議案を可決し、又は修正して議決したるときは、乙議院に之を移すへし、乙議院に於て甲議院の議決に同意し、又は否決したるときは、之を奏上すると同時に甲議院に通知すへし

乙議院に於て甲議院の提出したる議案を否決したるときは、之を甲議院に通知すへし

第五十五條 乙議院に於て甲議院より移したる議案に對し之を修正し、るときは、之を甲議院に回付すへし、甲議院に於て乙議院の修正に同意したるときは、之を奏上すると同時に乙議院に通知すへし、若之に同意せざるときは、兩院協議會を開くことを求むへし

甲議院より協議會を開くことを求むるときは、乙議院は之を拒むことを得ず

第五十六條 兩院協議會は、兩議院より各々十人以上、同數の委員を撰擧し、會同せしむ委員の

協議會成立するときは、議案を政府より受取り、又は提出し、る甲議院に於て先づ之を議し、次乙議院に移すへし

協議會に於て成立したる議案に對しては、更に修正の動議を爲すことを許さず

第五十七條 國務大臣、政府委員及各議院の議長は、何時よりとも、兩院協議會に出席して意見を述べ、ることを得

第五十八條 兩院協議會は、傍聴を許さず

第五十九條 兩院協議會に於て可否の決を取るは、無名投票を用ひ、可否同數なるときは、議長の決する所に依る

第六十條 兩院協議會の議長は、兩議院協議委員に於て各一員を互撰し、每會更代して席に當らしむへし、其の初會に於ける議長は、抽籤法を以て之を定む

第六十一條 本章に定むる所の外、兩議院交渉事務の規程は、其の協議に依り之を定むへし

第十三章 請願

第六十二條 各議院に提出する人民の請願書は、議員の紹介に依り、議院之を受取るへし

第六十三條 請願書は、各議院に於て請願委員に付し、之を審査せしむ

請願委員請願書を以て規程に合せずと認むるときは、議長は紹介の議員を経て之を却下すへし

第六十四條 請願委員は、請願文書表を作り、其の要領を録し、毎週一回、議院に報告すへし

請願委員特別の報告に依れる要求又は議員三十人以上の要求あるときは、各議院は其請願

事件を會議に付すへし

第六十五條 各議院に於て請願の採擇すべきことを議決したるときは意見書を附し其の請願書を政府に送付し事宜に依り報告を求むることを得

第六十六條 法律に依り法人と認められざる者を除く外總代の名議を以てする請願は各議院之を受くることを得ず

第六十七條 各議院は憲法を變更するの請願を受くることを得ず

第六十八條 各願書は總て哀願の體式を用うへし若請願の名義に依り若しくは其の體式に違ふものは各議院之を受くることを得ず

第六十九條 請願書にして皇室に對し不敬の語を用る政府又は議院に對し侮辱の語を用るものは各議院之を受くることを得ず

第七十條 各議院は司法及行政裁判に干預するの請願を受くることを得ず

第七十一條 各議院は各別に請願を受け互に相干預せず

第十四章 議院と人民及官廳地方議會との關係

第七十二條 各議院は人民に向て告示を發することを得ず

第七十三條 各議院は審査の爲に人民を召喚し及議員を派出することを得ず

第七十四條 各議院より審査の爲に政府に向て必要なる報告又は文書を求むるとは政府に秘密に渉るものを除く外其の求に應ずへし

第七十五條 各議院は國務大臣及政府委員の外他の官廳及地方議會に向て照會往復することを得ず

第十五章 退職及議員資格の異議

第七十六條 衆議院の議員にして貴族院議員に任せられ又は法律に依り議員たることを得ざる職務に任せられるときは退職者とす

第七十七條 衆議院の議員にして撰擧法に記載したる被擧の資格を失ひたる時は退職者とす

第七十八條 衆議院に於て議員の資格に付異議を生じたるるときは特に委員を設け時日を期し之を審査せしめ其の報告を待て之を議決すへし

第七十九條 裁判所に於て當撰訴訟の裁判手續を爲したるものと衆議院に於て同一事件に付審査をることを得ず

第八十條 議員其の資格なきことを證明せらるゝに至るまでは議院に於て位列及發言の權を失はず但し自身の資格審査に關る會議に對しては辯明することを得るも其の表決に預かることを得ず

第十六章 請假辭職及補闕

第八十一條 各議院の議長は一週間に超ゆる議員の請假を許可することを得其の一週間を越ゆるものは議院に於て之を許可す期限なきものは之を許可せることを得ず

第八十二條 各議院の議員は正當の理由を以て議長に届出すして會議又は委員會に關席することを得ず

第八十三條 衆議院は議員の辭職を許可することを得

第八十四條 何等の事由に拘らず衆議院議員の關員を生じたるるときは議長より内務大臣に通報し補闕措置を求むべし

第十七章 紀律及警察

第八十五條 各議院開會中其の紀律を保持せむか爲内務警察の權に此の法律及各議院に於て定むる所の規則を從ひ議長之を施行す

第八十六條 各議院に於て要する所の警察官吏の政府之を派出し議長の指揮を受けしむ

第八十七條 會議中議員此の法律若し議事規則に違ひ其の他議場の秩序を紊るときは議長は之を警戒し又ハ制止し又ハ發言を取消さしむ命に從はざるるときは議長は當日の會議を終るまで發言を禁止し又ハ議場の外に退去せしむることを得

第八十八條 議場騷擾にして整理し難きときは議長ハ當日の會議を中止し又ハ之を閉つるとを得

第八十九條 傍聽人議場の妨害を爲す者あるときは議長ハ之を退場せしめ必要なる場合に於ては之を警察官廳に引渡さしむることを得

傍聽席騷擾なるとは議長ハ總ての傍聽人を退場せしむることを得

第九十條 議場の秩序を紊る者あるときは國務大臣政府委員及議員ハ議長の注意を喚起することを得

第九十一條 各議院於て皇室對し不敬の言語論説を爲すことを得ず

第九十二條 各議院に於て無禮の語を用ゐることを得及他人の身上に涉り言論することを得ず

第九十三條 議院又ハ委員會に於て誹謗侮辱を被りたる議員は之を議院に訴へて處分を求めし私に報復を爲すことを得ず

第十八章 懲罰

第九十四條 各議院は其の議員對し懲罰の權を有す

第九十五條 各議院に於て懲罰事犯を審査する爲に懲罰委員を設く

懲罰事犯あるときは議長は先づ之を委員に付し審査せしめ議院の議を経て之を宣告す各委員會又ハ各部に於て懲罰事犯あるときは委員長又ハ部長は之を議長に報告し處分を求むべし

第九十六條 懲罰ハ左の如し

一 公開したる議場於て譴責を

二 公開したる議場於て適當の謝辭を表せしむ

三 一定の時間出席を停止す

四 除名

衆議院に於て除名の出席議員三分の二以上の多數を以て之を決すべし

第九十七條 衆議院ハ除名の議員再選に當る者を拒むることを得ず

第九十八條 議員は二十人以上の賛成を以て懲罰の勸諭を爲すことを得

懲罰の勸諭の事犯ありし後三日以内之を爲すへし

第九十九條 議員正當の理由なくして勅諭に指定したる期日後一週間内に召集に應ぜざる  
ふ由り又ハ正當の理由なくして會議又ハ委員會に出席するふ由り若ハ請假の期限を過ぎ  
たるに由り議長より特別招状を發し其の招状を受れたる後一週間内ハ仍故なく出席せざ  
る者ハ貴族院に於てハ其の出席を停止し上奏して勅裁を請ふへく衆議院ハ於てハ之を除  
名すへし

朕樞密顧問の諮詢を経て衆議院議員選舉法及附録を裁可し之を公布せしめ併せて帝國議會  
を召集するの年より本法に依り選舉を施行せしむべきことを命す

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黒田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 司法大臣 伯爵山田顯義

- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 遞信大臣 伯爵榎本武揚

法律第三號 各議院議員選舉法

第一章 選舉區畫

- 第一條 衆議院の議員ハ各府縣の選舉區に於て之を選舉せしむ其の選舉區及各選舉區  
に於て選舉すべき定員ハ此の法律の附録を以て之を定む
- 第二條 府縣知事ハ其の府縣の選舉區の選舉を監督す  
一 選舉區の選舉ハ郡長又ハ市長其の選舉長となり之を管理す
- 第三條 一 選舉區にして數都市ハ涉るときハ府縣知事ハ其の郡長又ハ市長の一人を命  
じ選舉長たらしむへし
- 第四條 一 市の域内に於て數選舉區あるときハ府縣知事は區長をして其の選舉長たらし  
むへし
- 第五條 選舉に關する費用ハ地方税を以て支辨せしむ
- 第二章 選舉人の資格
- 第六條 選舉人は左の資格を備ふることを要す



第一 日本臣民の男子にして年齢満二十五歳以上の者

第二 撰舉人名簿調製の期日より前満一年以上其の府縣内ふ於て本籍を定め住居し猶引續き住居する者

第三 撰舉人名簿調製の期日より前満一年以上其の府縣内に於て直接國稅十五圓以上を納め猶引續き納むる者

但し所得稅に付て人名簿調製の期日より前満三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る

第七條 家督に由り財産を相續したる者の其の財産に付前財産主の納稅額を以て其の納稅資格に算入す

第三章 被撰人の資格

第八條 被撰人たることを得る者の日本臣民の男子満三十歳以上にして撰舉人名簿調製の期日より前満一年以上其の撰舉府縣内ふ於て直接國稅十五圓以上を納め猶引續き納むる者たるへし

但し所得稅に付て人名簿調製の期日より前満三年以上之を納め仍引續き納むる者に限る

第九條 宮内官裁判官會計検査官收稅官及警察官の被選人たることを得ず

第十條 府縣及郡の官吏は其の管轄区域内ふ於て被選人たることを得ず

第十一條 選舉の管理に關係する市町村の吏員の其の選舉區に於て被選人たることを得ず

第十二條 神官及諸宗の僧侶又ハ教師は被選人たることを得ず

第十三條 府縣會の議員ふして衆議院の議員ふ選舉せられ當選を承諾したるときハ其の前職を辭すべきものとす

第四章 選舉人及被選人ふ通する規定

第十四條 左の項の一に觸るゝ者ハ選舉人及被選人たることを得ず

一 瘋癲白癡の者

二 身代限の處分を受け負債の義務を免れざる者

三 公權を剝奪せられたる者又ハ停止中の者

四 禁錮の刑に處せられ滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者

五 舊法に依り一年以上の懲役若しくは國事犯禁獄の刑に處せられ滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者

六 賭博犯ふ由り處刑を受け滿期の後又ハ赦免の後滿三年を経ざる者

七 選舉に關する犯罪に由り選舉權及被選舉權の停止中の者

第十五條 陸海軍軍人の現役中選舉權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず其の舊職停職に在る者亦同し

第十六條 華族の當主ハ衆議院議員の選舉人及被選人たることを得ず

第十七條 刑事の訴を受け拘留又は保釋中に在る者其の裁判確定に至るまで選舉權を行ふことを得ず及被選人たることを得ず

第五章 選舉人名簿

第十八條 選舉長は毎年四月一日を期とし各町村長をして一の投票區域内に於て選舉資格を有する者を調査し人名簿二本を調製し同月二十日まで其の一本を差出さしむべし選舉人名簿は選舉人の姓名官位職業身分住所生年月日納むる所の直接國税の總額并に納税地を記載せしむべし

第十九條 市に於ては左の方法に依り選舉人名簿を調製すべし

第一 一市又は市内の一區を以て一選舉區と爲したる場合に於ては選舉長其の人名簿を調製すべし

第二 市内に於ては左の方法に依り一選舉區と爲したる場合に於ては其區長をして其の區内の人名簿を調製し選舉長に差出さしむべし

第三 郡市を合して一選舉區と爲したる場合に於て郡長其の選舉長となりたる時は市長をして其の人名簿を調製し之を差出さしむべし

第四 第三の場合に於て市長其の選舉長となりたる時は市長其の市内の人名簿を調製すべし

第二十條 選舉人其の住居を投票區域の外に於て直接國税を納むるときは納税地の町村長又は市長若し區長の經手を得て選舉人名簿調製の期日までに其の投票を管理する町

村長又は市長若し區長に差出さしむべし

第二十一條 選舉長は各町村長又は市長若し區長より差出したる選舉人名簿を合して一選舉區を以て一冊とし選舉管理の郡役所又は市役所若し區役所に備置き其の副本を府縣知事に送致すべし

第二十二條 選舉長は毎年五月五日より十五日間一選舉區選舉人名簿の寫を其選舉管理の郡役所若し市役所又は區役所に於て縦覽せしむべし

第二十三條 凡て選舉資格ある者選舉人名簿に於て人の脱漏又は誤載あることを發見しとる時は其理由書及證據を具へて縦覽期限内に選舉長に申立て其の改正を求むることを得

縦覽期限を経過したる後前項の申立を爲すも其の効なし

第二十四條 選舉長に於て脱漏の申立を受れたるときは其の理由及證據を審査し申立を受れたる日より二十日以内之を判定すべし若し其申立を以て正當なりと判定しとるときは直に其の人名を記載し其の由を當人所在地の町村長又は市長若し區長に通知し併せて選舉區内へ告示すべし

第二十五條 選舉長に於て誤載の申立を受けたるときは其の理由及證據を審査し必要ある場合に於て申立人又は被告人を召喚し問し申立を受けたる日より二十日以内之を判定すべし若し誤載なりと判定したるときは直に之を削除し其の由を被告人所在地の町村長又は市長若し區長に通知し併せて選舉區内に告示すべし

第二十六條 申立人又は被告人が於て選舉長の判定に服せざるときは選舉長を被告とし判  
定の日より七日以内の始審裁判所に出訴することを得

第二十七條 始審裁判所に於て前條の訴訟を受取りたるときは他の訴訟の順序に拘らず速  
に其の裁判を爲すべし

第二十八條 前條に於ける始審裁判所の裁判に控訴することを許さず但し大審院に上告す  
ることを得

第二十九條 選舉人名簿は六月十五日を以て確定期限とし次年の調製の日まで之を據置  
へし但し裁判言渡書に依り改正すべきものは選舉長に於て其の言渡書を受取りたる時よ  
り二十四時間内之を改正し其の由を申立人又は被告人所在地の町村長又は市長若は區  
長に通知し併せて選舉区内に告示すべし

第六章 選舉の期日及投票所

第三十條 選舉の投票は通常七月一日に之を行ふ但し衆議院解散を命ぜられるときは  
勅令を以て臨時選舉の期日を定め少くとも三十日以前に公布すべし

第三十一條 投票所は町村役場又ハ町村長の指定したる場所に於て之を設け町村長之を管  
理す

第三十二條 一町村に於て選舉人少數にして一の投票所を設くるに足らざるときは數町村  
を合併せることを得

此の場合に於ては郡長は府縣知事の認可を経て合併の町村及投票所並に投票所管理の町

村長を指定すべし

第三十三條 町村長は其の管理する投票区域内に於ける選舉人中より立會人二名以上五名  
以下を定め遅くとも選舉の期日より三日以前之を本人に通知し選舉の當日投票所に参  
會せしむべし

立會人は正當の事故なくして其の職を辭することを得ぞ

第七章 投票

第三十四條 投票は午前七時に始め午後六時に終る

第三十五條 投票函は二重の蓋を造り二種の輪を設け其の一は町村長之を管守し其の一は  
立會人之を管守すべし

第三十六條 町村長は投票の初に當り立會人と共參會したる選舉人の面前に於て投票函  
を開き其の空虚なることを示すべし

第三十七條 選舉人は選舉の當日本人自投票所に至り選舉人名簿の對照を経て投票すべし

第三十八條 投票用紙は各府縣各々一定の式を用ひ選舉の當日投票所に於て町村長より之  
を各選舉人に交付すべし

選舉人の投票所小於て投票用紙に被選人の姓名を記載し次に自己の姓名住所を記載して  
捺印すべし

第三十九條 選舉人にして文字を書すること能はざる由を申立つるときは町村長の吏員を  
して代書せしめ之を本人に讀み聞かせ捺印投票せしめ其の由を投票明細書に記載すべし

第四十條 二人以上の議員を選挙すへき選挙區に於ては連名投票を用へし

第四十一條 選挙人名簿に記載せられたる者の外投票することを得す但し選挙人名簿に記載せらるべき裁判官渡書を所持し選挙の當日投票所に至る者あるときハ町村長は投票用紙を交付し投票せしめ其の由を投票明細書に記載すへし

第四十二條 投票終るの時期に至りたるときは町村長ハ其の由を告げ投票函を閉鎖すへし投票函閉鎖の後ハ總て投票することを許さず

第四十三條 町村長ハ投票明細書を作り投票に關る一切の事項を記載し立會人と共に署名すへし

第四十四條 町村長ハ一名又ハ數名の立會人と共ハ投票の翌日投票函及投票明細書を併せて選挙管理の郡役所又ハ市役所若ハ區役所に送致せしむ

第四十五條 一選挙區内にある島嶼にして前條の期限内に投票函を送致すること能はざる情况ある、きハ府縣知事ハ人名簿確定、日より選挙 期日までの間於て適宜に其の投票の期日を定め選挙會の期日までに其の投票函を送致せしむることを得

第八章 選挙會

第四十六條 選挙會ハ選挙管理の郡役所又ハ市役所若ハ區役所に於て之を開く

第四十七條 選挙長ハ各投票所より參會したる立會人の中より抽籤を以て選挙委員三名以上七名以下を定むべし

第四十八條 選挙長ハ投票函送達の日選挙委員立會の上各投票函を開き投票の總數と投票人の總數とを計算すへし若投票と投票人との總數に差異を生じたるときは其の由を選挙明細書に記載すへし

第四十九條 總數の計算を終りたるときは選挙長ハ選挙委員と共に投票を點檢すへし

第五十條 各選挙區の選挙人其の選挙會ハ參觀を求むることを得

第五十一條 左ハ掲ぐる投票ハ無効とす

一 選挙人名簿に記載なき者の投票但し裁判官渡書を所持したるに依り投票したる者は此の限ふ在らず

二 成規の用紙を用ゐざるもの

三 選挙人自己の姓名を記載せざるもの

四 資格なき被選人の姓名を記載せるもの但し連名投票に列記する人員中資格ある者ハ付ては其の効あるものとす

五 誤字又は汚染塗抹毀損に依り記載する所の選挙人又は被選人ハ其の姓名を認知すべからざるもの但し通常の假名字を用ゐ又ハ誤字に係るも明ハ其の姓名を認知することを得ざるものハ此限に在らず

六 第三十八條第二項に規定したる外他の文字を記載したるもの但し被選人の指名を誤らざる爲其の官位職業身分住所を附記し又ハ敬稱を用ゐたる者ハ此限に在らず

第五十二條 投票効力の有無に付疑義あるときハ選挙委員の意見を聞き選挙長之を決定す此の決定に對してハ選挙會場に於て異議を申立つることを得す

第五十三條 無効の投票ハ抹線を加へ其の由を選舉明細書ニ記載し一箇年間保存し期限を經過したる後之を焼棄つへし

第五十四條 一投票小して其の選舉すべき定員より多き被選人の姓名を記載したるときは其の定員に超ゐたる人名を末尾より除却すへし

連名投票にして其の選舉すべき定員に足らざるときは現に記載したる者のみを計算すへし但し一人の姓名を腹記したる者ハ一人として之を計算すへし

第五十五條 投票ハ六十日間郡役所又ハ市役所若ハ區役所に保存し期限を經過したる後之を焼棄つへし

第五十六條 選舉に關り訴訟又ハ告訴告發あるときは第五十二條第五十五條の期限を經過するも裁判確定に至るまで其の投票を保存すへし

第五十七條 選舉長は選舉明細書を作り選舉點檢に關る一切の事項を記載し選舉委員と共に署名之を保存すへし

第九章 當選人  
第五十八條 投票總數の最多數を得たる者は之を當選人とす

投票同數なるときは生年月の長者を以て當選人とす同年月あるときは抽籤を以て之を定むへし

第五十九條 當選人定まりたるときは選舉長は直に其の姓名及投票の數を府縣知事ニ届出

第六十條 府縣知事前條の届出を受けたるときは各當選人ニ通知し其の姓名を管内に告示すへし

第六十一條 當選人當選の通知を受けるときは其の當選を承諾するや否や府縣知事に届出へし

第六十二條 一人にして數選舉區の當選人となりたる者當選の通知を受けるときは何れの選舉區の當選を承諾する旨を府縣知事に届出へし

第六十三條 當選人其の府縣内ニ在る者は十日以内其の府縣外ニ在る者は二十日以内當選承諾の届出を爲さるときは其の當選を辭したるものと見做すへし

第六十四條 當選人にして其の當選を辭し又は期限内に其の當選の承諾を届出せるときは府縣知事は選舉の期日を定め其の選舉長に命し再び選舉を行はしむへし但し第五十八條第二項の場合に於て抽籤に依り當選を得たる者其の當選を辭し又は其承諾を届出さるときは抽籤に依り當選を失ひたる者を以て當選人と定むへし

第六十五條 各選舉の當選人確定したるときは府縣知事は當選證書を付與し及管内に告示し並に當選人の資格を祿して内務大臣に具申すへし

第十章 議員の任期及補關選舉  
第六十六條 議員の任期は四箇年とす但し任期を終りたる後猶選舉に應ずるを得

第六十七條 議員の關員ある由り内務大臣より補關選舉を開くべき旨を命せられるときは府縣知事ハ其の命を受けたる日より二十日以内に關員の選舉區に限り臨時選舉を行

ひ補選議員を選ばせしむべし

第六十八條 補選議員の任期は前議員の任期に依る

第十一章 投票所取締

第六十九條 投票管理の町村長ハ投票所の秩序を保持し必要なる場合に於ては警察官吏の處分ヲ付することを得

第七十條 凡て武器又ハ凶器を携帯する者は投票所に入ることを許さず

第七十一條 選挙人に非ざる者は投票所に入ることを許さず

第七十二條 投票所に於ては一切の演説討論及喧嘩に涉り又ハ他人の投票を勸誘することを禁ず

第七十三條 投票所に於て秩序を紊る者あるときは町村長は之を警戒し其の命に従はざる

ときは之を投票所の外に退出せしむべし

第七十四條 投票所の外に退出せしめたる者の犯罪者を除く外其の投票を爲さしむる爲に再び投票所の内に入る、入るを得

第七十五條 投票所に参會したる選挙人にして刑法又は此の法律の罰則を犯したる者と投票すること、其の姓名事由を投票明細書に記載すべし

第七十六條 投票に關する或議の中江に付町村長の決定に對してハ投票所於て不服を申立つることを得ず

第七十七條 選挙管の郡役所又ハ市役所若くは區役所に於て選挙會の參觀を求むる者の絶

て第六十九條より第七十三條に至るまでの例に照し選挙長之を處分すべし

第十二章 當選訴訟

第七十八條 各選挙區に於て當選を失ひたる者當選人の當選を無効とするの理由ありと認

むるときハ當選人を被告とし第六十五條に掲げたる當選人の姓名告示の日より三十日以内に控訴院に訴することを得

其の期限を経過したる後出訴するも其の効あり

第七十九條 原告人の訴訟状と共に保證金とて金三百圓又ハ之に相當する公債證書を控訴院書記局に預置くべし

第八十條 原告人敗訴の場合に於て裁判官渡の日より七日以内に一切の裁判費用を納完

せざるときは保證金より之を控除し猶足らざるときは之を追徴すべし

第八十一條 同一の當選人に對し二人以上の原告人訴訟を爲しるときハ控訴院ハ一の裁判官渡書を以て各訴訟人に宣告することを得

第八十二條 審判中衆議院解散の命あるときは控訴院ハ其の訴訟を棄却すべし

第八十三條 原告人訴訟を願下るときハ同時に其の由を新聞紙又は其の他の方法を以て公告すべし

第八十四條 控訴院ハ當選訴訟を審判するに當り本訴に關係する刑法又は此の法律の犯罪者に對し直に處刑の言渡を爲すことを得但し此の場合に於ては檢察官をして立會はしむ

當選訴訟に關係せざる場合に於ける此の法律の犯罪者の所轄刑事裁判所に於て之を裁判す

第八十五條 控訴院に於て當選訴訟を判定したるときは其の裁判言渡書の謄本を内務大臣に送付すへし若衆議院開會するとき併せて之を議長に送付すへし

第八十六條 當選訴訟に付控訴院の裁判に對しては大審院に上告することを得

第八十七條 訴訟の目的たる當選人の其の裁判確定に至るまで衆議院に列席するの權を失はず

第八十八條 當選訴訟に付本章に規定したるもの、外総て普通の訴訟手續に依る

第十三章 罰則

第八十九條 納付額年齢住所及其の他選舉資格に必要な事項を詐稱し選舉人名簿に記載せられたる者の四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第九十條 投票を得又は他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止するの目的を以て直接又は間接に金錢物品手形若は公私の職務を選舉人に授與し又ハ授與することゝ約束したる者は五十圓以上五十圓以下の罰金に處す

其の授與又は約束を受けたる者同し

第九十一條 直接又は間接に金錢物品手形若は公私の職務を選舉人に授與し又ハ授與することを約束して投票を得又は他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者は刑法第二百三十四條の例を以て論ず

其の授與又ハ約束を受け投票を爲し又ハ投票を爲さざる者亦同し

第九十二條 投票を得又ハ他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止するの目的を以て選舉人に暴行を加へたる者は一月以上六月以下の輕禁錮に處し五十圓以上五十圓以下の罰金を附加す

第九十三條 選舉人に暴行を加へて投票を得又ハ他人に投票を得せしめ若は他人の爲に投票を爲すことを抑止したる者は三月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

第九十四條 選舉人を強逼し又ハ投票所若は選舉會場を騷擾し又ハ投票函を扣留毀壞若は劫奪するの目的を以て多衆を煽集したる者は六月以上二年以下の輕禁錮に處し十圓以上百圓以下の罰金を附加す

其の情を知て煽集に應じ勢を助けたる者は十五日以上二月以下の輕禁錮に處し三十圓以上三十圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは各々本刑に一等を加ふ

第九十五條 選舉の際管理者又ハ立會人に暴行を加へ又ハ暴行を以て投票所若ハ選舉會場を騷擾し又ハ投票函を扣留毀壞若は劫奪したる者は四月以上四年以下の輕禁錮に處し二十圓以上二百圓以下の罰金を附加す

犯罪者戎器又は兇器を携帯したるときは各々本刑に一等を加ふ

第九十六條 多衆を煽集して前條の罪を犯したる者は重禁錮に處す

其の情を知て隠集に應じ勢を助ふる者ハ二年以上五年以下の輕禁錮ニ處す  
犯罪者戎器又ハ兇器を携帶したるときは各々本刑に一等を加ふ

第九十七條 演説又は新聞紙若は其の他の文書を以て人を教唆し前三條の罪を犯さしめたる者は刑法第五條の例に依る其の教唆の効なき者も猶本刑に二等又は三等を減じ處断す

第九十八條 戎器又は兇器を携帶して投票所若は選舉會場に入りたる者と三圓以上三十圓以下の罰金に處す

第九十九條 當選人に於て第八十九條より第九十八條に至るまでの刑に處せられたるときは其の當選は無効とす

第一百條 他人の姓名を詐稱して投票を爲したる者及第十四條ニ依り選舉人たることを得ざる者投票を爲したるときは四圓以上四十圓以下の罰金に處す

第一百一條 前數條の罪を犯し禁錮以上の刑に處せられ又ハ再ハ罰金の刑に處せられたる者は三年以上七年以下選舉權及被選舉權を停止す

第一百二條 立會人正當の事故なくして此の法律ニ規定したる義務を缺くときハ五圓以上五十圓以下の罰金に處す

第一百三條 本章に規定したる罰則の外刑法に正條あるものは各々其の條ニ依り重きに從て處断す

第一百四條 凡て選舉に關る犯罪ハ六ヶ月を以て期滿免除とす

第一百五條 此の罰則ハ第十一章の各條と共に投票所及選舉會場に貼示すへし

第十四章 補則

第一百六條 市に於ては一市に一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理ハ市長兼て之を掌るへし

第四條の場合に於ては一選舉區に一の投票所を設け此の法律に規定したる投票及選舉の管理ハ區長兼て之を掌るへし

第一百七條 前條の場合に於てハ市長又ハ區長ハ其の管理する選舉區内に於ける選舉人中より立會人三名以上七名以下を定め遅くとも選舉の期日より三日以前に之を本人ニ通知し選舉の當り選舉管理の市役所又ハ區役所に參會せしむへし  
立會人は投票立會ひ併せて投票を點檢すへし

此の場合に於ける選舉明細書は併せて投票の事項を記載すへし

第一百八條 嶋司を置く地方に於ては此の法律に規定したる選舉長の職務は嶋司之を掌るへし

第一百九條 町村制を施行せざる町村に於ては此の法律に規定したる町村長の職務は戶長之を掌るへし

第一百十條 選舉人名簿調製の初年に限り所得稅法施行以來第六條第八條に規定したる納稅額を引續ぎ納完をたる者は其の納稅資格の期限に充つるものと見做すへし

第一百一十條 北海道沖繩縣及小笠原島に於てハ將來一般の地方制度を準行するの時に至るまで此の法律を施行せす



衆議院議員選舉法附錄

東京府 議員總數十二人

區一第	赤坂區	一人
區二第	芝區	一人
區三第	京橋區	一人
區四第	日本橋區	一人
區五第	本所區	一人
區六第	淺草區	一人
區七第	神田區	一人

京都府 議員總數七人

區八第	本郷區	一人
區九第	小石川區	一人
區十第	東多摩郡	一人
區一第	南葛飾郡	一人
區二第	南足立郡	一人
區三第	北豐島郡	一人
區四第	荏原郡	一人
區五第	伊豆七島郡	一人
區六第	下京區	一人
區七第	上京區	一人

四十六

大阪府 議員總數十八人

區三第	萬野郡	一人
區四第	久世郡	一人
區五第	相樂郡	一人
區六第	船井郡	二人
區七第	天鹿郡	二人
區八第	何鹿郡	二人
區九第	加佐郡	一人
區十第	中野郡	一人
區十一第	竹野郡	一人
區十二第	熊野郡	一人
區十三第	西區	一人
區十四第	北區	一人

區三第	南區	一人
區四第	東西吉成郡	二人
區五第	島下郡	一人
區六第	高安郡	一人
區七第	澁川郡	一人

區八第	大塚區	一人
區九第	日南郡	一人
區一第	久良岐郡	一人
區二第	都筑郡	一人
區三第	西南多摩郡	二人
區四第	三浦郡	一人
區五第	高座郡	一人
區六第	足柄下郡	一人

區一第	神戶區	一人
區二第	武庫原郡	一人
區三第	多紀郡	一人
區四第	八石郡	一人
區五第	加古郡	一人
區六第	加東郡	一人
區七第	神戶郡	一人

四十七

兵庫縣 議員總數十二人

區四第	區三第	區二第	區一第	郡馬縣	區五第	區四第
吾片西南多綠那佐邑山新	北利南東	秩那賀兒	男榛幡大北	議員總數五人	秩那賀兒	男榛幡大北
妻岡群甘胡野波位樂田田	勢根勢多	父珂美玉	袞澤羅里		父珂美玉	袞澤羅里
郡郡郡郡郡郡郡郡郡	郡郡郡郡	郡郡郡郡	郡郡郡郡		郡郡郡郡	郡郡郡郡
一人	一人	一人	一人		二人	二人

區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	區五第
長上夷	武山	匝海	香	南下印東	市千	確北
柄植隅	射邊	瑳上	取	相植旂	原葉	水甘
郡郡郡	郡郡	郡郡	郡	郡郡郡	郡郡	郡郡
一人	一人	一人	一人	二人	一人	一人

區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	區八第	區七第
新筑	猿西岡結豐	真西	那久多	行鹿東	長朝平安天周望	劉羽
治波	島葛田城田	壁茨城	珂慈賀	方島茨城	狹夷房羽准陀	郡
郡郡	郡郡郡郡	郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡郡郡	郡
一人	一人	一人	二人	二人	一人	一人

四十九

區三第	區二第	區一第	長崎縣	區十第	區九第	區八第
南高來郡	北東	西長	議員總數七人	三津	朝養	出氣美城
郡	高彼	彼時		原名	來父方美石多	含崎栗川穗西東
郡	來杵	杵區		郡郡	郡郡郡郡	郡郡郡郡
一人	一人	二人		一人	二人	二人

區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	新潟縣	區六第	區五第	區四第
三古	南浦	中浦	巖東	西新	議員總數十三人	下上	南松	石壹北
島志	浦原	浦原	船浦	浦原		縣縣	浦郡	田岐
郡郡	郡	郡	郡	郡		郡郡	郡	郡郡
二人	一人	一人	二人	一人		一人	一人	一人

區三第	區二第	區一第	埼玉縣	區九第	區八第	區七第	區六第
中北南	比橫高入	新北	議員總數八人	羽加雜	西中	東中	北
葛高崎	企見慶問	座立		茂茂太	頸頸	頸魚	魚
郡郡郡	郡郡郡	郡		郡郡	郡郡	郡郡	郡
二人	二人	一人		一人	二人	二人	一人

四十八

區二第	區一第	靜岡縣	區一第	區十第	區九第	區八第	區七第	區六第
廣原郡	安倍郡	議員總數八人	八美郡	寶飯郡	南北設設樂郡	東西加加茂郡	額田郡	知多郡
一人	一人		一人	一人	一人	一人	一人	一人

區一第	山梨縣	區七第	區六第	區五第	區四第	區三第
中北西巨摩郡	議員總數三人	駿田郡	君賀那郡	魚引濱郡	長磐山郡	豐周郡
一人		二人	一人	一人	一人	一人

區一第	岐阜縣	區四第	區三第	區二第	區一第	滋賀縣	區三第	區二第
各務郡	議員總數七人	阪田郡	伊香郡	東淺井郡	西淺井郡	神生郡	愛知郡	犬上郡
一人		一人	二人	一人	一人	一人	一人	一人

區一第	奈良縣	區四第	區三第	區二第	區一第	栃木縣	區六第
平廣山添添郡	議員總數四人	那鹽郡	須谷郡	梁足田郡	安蘇郡	寒川郡	下都賀郡
一人		一人	一人	二人	一人	一人	一人

區四第	區三第	區二第	區一第	三重縣	區三第	區二第
多飯氣郡	朝野郡	員明郡	桑名郡	河曲郡	奄藝郡	鈴鹿郡
一人	一人	一人	一人	一人	一人	二人

區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	愛知縣	區六第	區五第
中島郡	丹羽郡	西春日井郡	東春日井郡	名古屋區	議員總數十一人	伊賀郡	名山郡
一人	一人	一人	一人	一人		一人	二人

東和賀郡	北九戸郡	北九戸郡	北九戸郡	中閉伊郡	東閉伊郡	二葉戸郡	北波手郡	南波手郡	巖手縣議員總數五人	宇多郡	行方郡	標葉郡	檜葉郡	磐城郡	磐前郡	菊多郡	河沼郡	耶麻郡	大沼郡	北會津郡	南會津郡	石川郡	白河郡	
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	五人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

南閉伊郡	西閉伊郡	西和賀郡	南閉伊郡	江刺郡	膽澤郡	氣仙郡	西磐井郡	東磐井郡	青森縣議員總數四人	上北郡	下北郡	三戸郡	北津輕郡	南津輕郡	中津輕郡	西津輕郡	山形縣議員總數六人	南村山郡	東村山郡	西村山郡	東置賜郡	南置賜郡		
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	四人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	六人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

西置賜郡	飽海郡	西海郡	東田川郡	最上郡	北村山郡	秋田縣議員總數五人	南秋田郡	山本郡	北秋田郡	鹿角郡	河邊郡	由利郡	仙北郡	平鹿郡	雄勝郡	福井縣議員總數四人	大野郡	足羽郡	吉野郡	阪井郡
一人	一人	一人	一人	一人	一人	五人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	四人	一人	一人	一人	一人

五十三

長野縣議員總數八人	吉城郡	益田郡	大田郡	惠那郡	土岐郡	可兒郡	加茂郡	武上郡	郡上郡	山田郡	本巢郡	池田郡	犬伏郡	中野郡	上野郡	多田郡	下野郡	海津郡	石川郡	石川郡	西八郡	不破郡	安八郡	
八人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

宮城縣議員總數五人	宮城郡	仙臺郡	下伊郡	上伊郡	北佐久郡	南佐久郡	北安曇郡	南安曇郡	東筑摩郡	西筑摩郡	植野郡	小高郡	下高井郡	上高井郡	水内郡	更級郡	上米内郡	
五人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

福島縣議員總數七人	東白川郡	白川郡	安田郡	安田郡	伊達郡	信夫郡	福島縣議員總數七人	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡	本吉郡
七人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	七人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

五十三

廣島縣	區七第	區六第	區五第	區四第	區三第
安廣	久米	英吉	勝勝	東東	西西
島	米北	田野	北北	北北	西西
郡區	條郡	條郡	條郡	條郡	條郡
議	員	員	員	員	員
總	數	數	數	數	數
十	八	二	一	一	一

區九第	區八第	區七第	區六第	區五第	區四第	區三第	區二第
三奴	甲神	品蘆	安沼	深津	世御	豐田	加茂
上可	奴石	治田	那隈	津羅	御調	田	茂
郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡
一	一	一	一	一	一	一	一

山口縣	區一第	區二第	區三第	區四第	區五第	和歌山縣	區一第	區二第
惠蘇	美吉	厚佐	阿武	見島	大津	和歌山	名草	海田
郡	郡	郡	郡	郡	郡	縣區	郡	郡
議	員	員	員	員	員	議	員	員
總	數	數	數	數	數	員	數	數
七	二	一	一	一	一	總	二	一
人	人	人	人	人	人	數	人	人
五	五	五	五	五	五	五	五	五

石川縣	區一第	區二第	區三第	區四第	區一第	區二第
石川	能美	江沼	河北	鹿咋	鳳至	珠洲
郡區	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡
議	員	員	員	員	員	員
總	數	數	數	數	數	數
六	二	一	二	二	一	二

島根縣	區一第	區二第	區三第	區四第	區三第
島根	智八	高草	河村	八入	日會
郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡
議	員	員	員	員	員
總	數	數	數	數	數
六	一	一	一	一	三

岡山縣	區一第	區二第	區三第	區四第	區五第	區六第	區一第	區二第
和磐	赤津	兒島	上野	岡野	知而	周鹿	美那	邑安
郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡	郡郡
議	員	員	員	員	員	員	員	員
總	數	數	數	數	數	數	數	數
八	二	一	一	一	一	一	一	一

大分縣	區八第	區七第	區六第	區五第	區四第	區三第
大分縣	上筑仲京田企	三山	下上三竹生山御御穂嘉鞍遠夜下			
議員總數六人	毛城津都郡郡郡	池門郡郡	妻妻瀨野葉本原井波麻手賀須座			
一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

佐賀縣	區二第	區一第	區六第	區五第	區四第	區三第	區二第
佐賀縣	西東	三美基小神佐	字下	東國	日玖速直大	南海	北海
議員總數四人	松松	根父肆城崎賀	佐毛郡郡	東東郡郡	田珠見入野	海部郡郡	海部郡郡
	一人	二人	一人	一人	一人	一人	一人

宮崎縣	區六第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	熊本縣	區三第
宮崎縣	天	球葦八下上	阿合菊山山	玉	宇託飽熊	藤津	熊本縣	藤津
議員總數三人	草郡	磨北代	蘇志池本鹿	名郡	土摩田本	島郡	議員總數八人	島郡
	一人	一人	二人	一人	二人	一人		一人

五十七

香川縣	區二第	區一第	區五第	區四第	區三第	區二第	區一第	德島縣	區三第
香川縣	三寒大	小山香	三美	板	麻河名	海那	勝名	德島縣	東西日
議員總數五人	木川內	豆田川	好馬	野	植波西	部賀	浦東	議員總數五人	牟牟高
	郡郡郡	郡郡郡	郡郡	郡	郡郡郡	郡郡	郡郡		郡郡郡
	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人		二人

愛媛縣	區四第	區三第	區二第	區一第	區五第	區四第	區三第
愛媛縣	字新	上喜	周桑越下伊久野風和温	三豐	那多	阿	阿
議員總數七人	摩居	浮多	布村智	浮穴	野田	珂度	野足
	郡郡	郡郡	郡郡郡	郡郡郡	郡郡	郡郡	郡郡
	一人	一人	一人	二人	一人	一人	一人

福岡縣	區二第	區一第	區三第	區二第	區一第	高知縣	區六第	區五第
福岡縣	上席御那宗精早志怡福	安香	吾高幡	長土	北南	東西	東西	東西
議員總數九人	座田笠珂像屋長摩土岡	藝美	川岡多	岡佐	宇和	宇和	宇和	宇和
	郡郡郡郡郡郡郡	郡郡	郡郡郡	郡郡	郡和郡	郡和郡	郡和郡	郡和郡
	二人	一人	一人	一人	一人	一人	一人	一人

五十六

第一區	第二區	第三區	第一區
宮崎縣	北諸縣	東諸縣	鹿兒島縣
北那珂郡	西諸縣	西諸縣	鹿兒島縣
南那珂郡	東諸縣	東諸縣	鹿兒島縣
兒那珂郡	北諸縣	北諸縣	鹿兒島縣
一	一	一	一

第二區	第三區	第四區	第五區
給那宿郡	日置郡	高城郡	北伊佐郡
川邊郡	阿多郡	出水郡	西原郡
日置郡	高城郡	出水郡	西原郡
一	一	一	一

第六區	第七區
南諸縣	大島郡
南諸縣	大島郡
一	一

五十八

朕權密顧問の諮詢を経、會計法を裁可し之を公布せむ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

内閣總理大臣 伯爵黒田清隆

法律第四號  
會計法

第一章 總則

第一條 政府の會計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る

一 會計年度所屬の歳入歳出の出納に關する事務は翌年度十一月三十日迄に悉皆完結すべし

第二條 租税及其他一切の収納を歳入とし一切の經費を歳出とし歳入歳出は總豫算に編入すべし

第三條 各年度に於て決定したる經費の定額を以て他の年度に屬すべき經費に充つることを得ず

樞密院 議長 伯爵伊藤博文

外務大臣 伯爵大隈重信

海軍大臣 伯爵西郷從道

農商務大臣 伯爵井上馨

司法大臣 伯爵山田顯義

大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義

陸軍大臣 伯爵大山巖

文部大臣 伯爵森有禮

遞信大臣 伯爵榎本武揚

第四條 各官廳に於ては法律勅令を以て規定したるもの、外特別の資金を有することを得ず

第二章 豫算

第五條 歳入歳出の總豫算は前年の帝國議會集會の始に於て之を提出すへし

第六條 歳入歳出の總豫算は之を經常臨時の二部に大別し各部中於て之を數項に區分すへし

總豫算には帝國議會參考の爲に左の文書を添附すへし

第一 各省の豫定經費要求書但し各項中各目の明細を記入すへし

第二 其の年三月三十一日終りたる會計年度の歳入歳出現計書

第七條 豫算中に設くべき豫備費は左の二項に分つ

第一 豫備金

第一 豫備金の過くへかりざる豫算の不足を補ふものとす

第二 豫備金の豫算外に生じたる必要の費用に充つるものとす

第八條 豫備金を以て支辨したるものは年度經過後帝國議會に提出し其の承諾を求むるを要す

第九條 毎年度ハ歳省證券發行の最高額の帝國議會の協賛を経て之を發行す

第三章 收入

第十條 租税及其他の歳入は法律命令の規程に従ひ之を徵收すへし

法律命令 依り當該官吏の資格ある者に非されは租税を徵收し又は其の他の歳入を徵收することを得ず

第四章 支出

第十一條 每會計年度に於て政府の經費に充つる所の定額は其の年度の歳入を以て之を支辨すへし

第十二條 國務大臣は豫算に定めたる目的の外に定額を使用し又は各項の金額を彼此流用することを得ず

國務大臣ハ其の所管に屬する收入を國庫に納むへし直に之を使用することを得ず

第十三條 國務大臣は其の所管定額を使用する爲に國庫に向ひて仕拂命令を發すへし但し別定むる所の規程に従ひ他の官吏に委任して仕拂命令を發せしむることを得

第十四條 國庫ハ法律命令に反する仕拂命令に對して仕拂を爲すことを得ず

第十五條 國務大臣は政府に對し正當なる債主若は代理人の爲に非されは仕拂命令を發することを得ず

左の諸項の經費に限り國務大臣は前任の官吏に委任し又は政府の命したる銀行に委任して現金支拂を爲さしむる爲に現金前渡り仕拂命令を發するを得

第一 國債の元利拂

第二 軍隊軍艦及官船に屬する經費



第三 在外各廳の經費  
 第四 前項の外に總て外國に於て仕拂を爲す經費  
 第五 運輸通信の不便なる内國の地方に於て仕拂を爲す經費  
 第六 廳中常用雜費にして一箇年の總費額五百圓を滿たざるもの  
 第七 場所の一定せざる事務所の經費  
 第八 各廳に於て直接に従事する工事の經費但し一主任官に付三千圓までを限る

第五章 決算

第十六條 會計検査院の検査を経て政府より帝國議會に提出せる總決算ハ總豫算と同一の  
 様式を用ゆ左の事項の計算を明記すべし

- 歳入の部
  - 歳入豫算額
  - 測定済歳入額
  - 收入済歳入額
  - 收入未済歳入額
  - 歳出の部
    - 歳出豫算額
    - 豫算決定後増加歳出額
    - 仕拂命令済歳出額

翌年度繰繰額

第十七條 前條の總決算に會計検査院の検査報告と俱に左の文書を添附すべし

- 第一 各省決算報告書
- 第二 國債計算書
- 第三 特別會計計算書
- 第六 期滿免除

第十八條 政府の負債にして其の仕拂ふべき年度經過後滿五箇年以内に債主より支出の請求  
 若ハ仕拂の請求を爲さざるものハ期滿免除として政府は其の義務を免るのものとを但し  
 特別の法律を以て期滿免除の期限を定めたるものは各其の定むる所に依る

第十九條 政府が納むべき金額にして其の納むべき年度經過後滿五箇年以内に上納の告知を  
 受けざるものは其の義務を免る、ものとす但し特別の法律を以て期滿免除の期限を定免  
 たるものは各其の定むる所に依る

第七章 歳計剩餘定額繰越豫算外收入及定額戻入

第二十條 各年度に於て歳計の剩餘あるときハ其の翌年度の歳入に繰入るべし  
 第二十一條 豫算に於て特に明許したるもの及一年度に終るべき工事又ハ製造にして避く  
 へかりざる事故の爲し事業を直延し年度内に其の經費の支出を終らざりしものハ之を翌  
 年度に繰越し使用するものとを得  
 第二十二條 翌年を期し竣功すべき工事製造及其他の事業にして繼續費として増額を

定めたるものは毎年度の仕拂額を竣功年度まで遞次繰越使用することを得

第二十三條

誤拂過渡とありたる金額の返納出納の完結したる年度に屬する収入及其の他一切豫算外 収入の總て現年度の歳入に組入るべし但し法律勅令に依り前金渡概算繰替拂を爲したる場合に於ける返納金は各之を仕拂ひたる經費の定額を戻入る、ことを得

第八章 政府の工事及物件の賣買貸借

第二十四條

法律勅令を以て定めたる場合の外政府の工事又は物件の賣買貸借に總て公告して競争に付すべし但し左の場合に於ては競争に付せず隨意の約定に依ることを得べし

第一 一人又一會社にて専有する物品を買入れ又は借入るゝとき

第二 政府の所爲を秘密にすべき場合に於て命ずる工事又は物品の賣買貸借を爲すと

第三 非常急遽の際工事又は物品の買入借入を爲すに競争に付する暇なきとき

第四 特殊の物質又は特別使用の目的あるに由り生産製造の場所又と生産諸製造者より直接に物品の買入を要するとき

第五 特別の技術家に命ずるに非されど製造し得べからざる製造品及機械を買入る、とき

第六 土地家屋の買入又は借入を爲すに當り其の位置又は構造等に限ある場合

第七 五百圓を超ゆる工事又は物品の買入借入の契約を爲すとき

第八 見積價格二百圓を超ゆる動産を賣拂ふ

第九 軍艦を買入る、とき

第十 軍馬を買入る、とき

第十一 試験の爲に工作製造を命じ又は物品を買入る、とき

第十二 慈善の爲に設立せる教育所の貧民を傭役し及其の生産又は製造物品を直接に買入る、とき

第十三 囚徒を傭役し又は囚徒の製造物品を直接に買入る、とき及政府の設立に係る農工業場より直接に其生産又と製造物品を買入る、とき

第十四 政府の設立しする農工業場又は慈善教育に係る各所の生産製造物品及囚徒の製造物品を賣拂ふとき

第二十五條 軍艦兵器彈藥を除く外工事製造又は物件買入の爲に前金拂を爲すことを得ず

第九章 出納官吏

第二十六條

政府に屬する現金若しくは物品の出納を掌る所の官吏ハ其の現金若しくは物品に付一切の責任を負ひ會計検査院の検査判決を受くべし

第二十七條

前條の官吏水火の盜難又は其の他の事故に由り其の保管する所の現金若しくは物品を紛失毀損したる場合に於ては其の保管上避け得べからざりし事實を會計検査院に證明し責任解除の判決を受くるべし非されば其の負擔の責を負ふことを得ず

第二十八條

現金又は物品の出納を掌るべし付身元保證金を納せしむることを要するものハ勅令を以て之を定めしむ

第二十九條 仕掛命令の職務の現金出納の職務と相兼ねることを得ず

第十條 雜則

第三十條 特別の須要に因り本法に準據し難きものあるときは特別會計を設置することを得

特別會計を設置するハ法律を以て之を定むハシ

第三十一條 政府ハ國庫金の取扱を日本銀行に命ずることを得

第十一章 附則

第三十二條 本法の條項帝國議會に關涉せざるものハ明治二十三年四月一日より施行し其の關涉するものハ帝國議會開會の時より施行す

決算に係る條項は帝國議會の議定を経たる年度の歳計より施行す

第三十三條 本法の條項と牴觸する法令は各其餘項施行の日より廢止す

◎ 勅令

朕大日本帝國憲法の明文に依り樞密顧問の諮詢を経て貴族院令を發布す此の勅令を實施するの時期は朕が裁量する所に依るハシ

御名 御璽

明治二十二年二月十一日

- 内閣總理大臣 伯爵黑田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨
- 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義
- 陸軍大臣 伯爵大山巖
- 文部大臣 伯爵森有禮
- 逓信大臣 伯爵榎本武揚

勅令第十一號 貴族院令

第一條 貴族院は左の議員を以て組織す

- 一 皇族
- 二 公侯爵
- 三 伯爵男爵各其の同爵中より選舉せられたる者
- 四 國家に勳勞あり又は學識ある者より特に勅任せられたる者

- 五 各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者の中より一人を互選して任任せられたる者
- 第二條 皇族の男子成年に達したるときは議席に列す
- 第三條 公侯爵を有する者満二十五才に達したるときは議員たるへし
- 第四條 伯子男爵を有する者にして満二十五才に達し各其の同爵の選に當りたる者は七箇年の任期を以て議員たるへし其の選舉に關する規則は別に勅令を以て之を定む
- 前項議員の數に伯子男爵各總數の五分の一を超過すへかす
- 第五條 國家に勲勞あり又學識ある満三十才以上の男子にして勅任せられたる者は終身議員たるへし
- 第六條 各府縣に於て満三十才以上の男子にして土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者十五人の中より一人を互選し其選に當り勅任せられたる者は七箇年の任期を以て議員たるへし其の選舉に關する規則は別に勅令を以て之を定む
- 第七條 國家に勲勞あり又學識ある者及各府縣に於て土地或は工業商業に付多額の直接國税を納むる者よ勅任せられたる議員は有爵議員の數に超過することを得ず
- 第八條 貴族院の天皇の諮詢に應へ華族の特權に關する條規を議決す
- 第九條 貴族院の其の議員の資格及選舉に關する争訟を判決す其の判決に關する規則は貴族院に於て之を議定し上奏して裁可を請ふへし
- 第十條 議員にして禁錮以上の刑に處せられ又は身代限の處分を受けたる者あるときは

- ハ勅令を以て之を除名すへし
- 貴族院に於て懲罰に由り除名すへき者は議長より上奏して勅令を請ふへし
- 除名せられたる議員ハ更ニ勅許あるに非されは再び議員となることが得ず
- 第十一條 議長副議長は議員中より七箇年の任期を以て勅任せらるへし
- 被選議員にして議長又は副議長の任命を受けたるときは議員の任期間其の職に就くへし
- 第十二條 此の勅令に定むるもの、外は總て議院法の條規に依る
- 第十三條 將來此の勅令の條項を改正し又増補するときは貴族院の議決を経へし

○勅令

朕憲法を發布するに當り此盛典を表す惠澤を施さんか爲に特に命じて左の條項に依り大赦を行はしむ

御名 御璽

- 内閣總理大臣 伯爵島田清隆
- 樞密院議長 伯爵伊藤博文
- 外務大臣 伯爵大隈重信
- 海軍大臣 伯爵西郷從道
- 農商務大臣 伯爵井上馨

明治二十二年二月十一日

司法大臣 伯爵山田顯義  
 大藏大臣兼内務大臣 伯爵松方正義  
 陸軍大臣 伯爵大山 巖  
 文部大臣 臣 子爵森 有禮  
 逓信大臣 臣 子爵榎本武揚

勅令第十二號

第一條 本令發布以前に於て左の罪を犯したる者は之を赦免す

- 一 刑法第一百七條、第一百九條の罪
- 二 刑法第二百一一條、第二百三條、第二百五條、第二百六條、第二百七條の罪
- 三 刑法第二百九條、第三十條、第三十一條、第三十二條、第三十三條、第三十四條の罪
- 四 刑法第三百六條、第三十七條、第三十八條の罪
- 五 刑法第四百一一條の罪
- 六 陸軍刑法第五十條、第五十三條、第五十四條、第五十五條、第五十六條、第五十七條、第五十八條、第五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條、第六十四條の罪
- 七 陸軍刑法、第六十六條、第六十七條の罪
- 八 陸軍刑法、第六十九條、第七十條、第七十一條の罪
- 九 陸軍刑法、第九十三條、第九十四條の罪

十 陸軍刑法、第九九條、第一百條の罪

十一 海軍刑法、第五十六條、第五十九條、第六十條、第六十一條、第六十二條、第六十三條、第六十四條、第六十五條、第六十六條、第六十七條、第六十八條、第六十九條、第七十條、第七十一條の罪

十二 海軍刑法第八十六條第八十七條の罪

十三 海軍刑法第百條第百一一條の罪

十四 海軍刑法第百十條第百一十一條の罪

十五 海軍刑法第百二十六條の罪

十六 保安條例の罪

十七 集會條例の罪

十八 治安を妨害するの目的を以て爆發物取締規則を犯す罪

十九 新聞紙條例第二十一條第二十二條に違ひ第三十條第三十一條に該する罪及び第三十條を犯す罪但第三十條に該する者の内風俗を壞亂するか爲め發賣頒布を禁せられたる新聞紙を發賣頒布したる者ハ赦免せず

二十 政治に關する意思を以て同條例第一條第三條に違ひ第二十七條に該する罪及び第六條第十七條第十八條に違ひ第二十九條に該する罪

出版條例第十六條第十七條第十八條に違ひ第二十七條に該する罪及び第二十四條を犯す罪但第二十七條に該する者の内風俗を壞亂するか爲め發賣頒布を禁せられたる

文書圖畫を複製頒布したる者は赦免せず  
 政治に關する意思を以て同條例第三條に違ひ第二十一條小該る罪第六條第七條に  
 違ひ第二十二條第二十三條に該る罪及び第十五條第十九條第二十條に違ひ第二十  
 七條に該る罪  
 第二條 書法に依り處断せられたる罪と雖も其性質前條に記載したる罪と同一なる者ハ之  
 を赦免す  
 第三條 數罪俱發例に依り處断せられたる者最重の罪赦免を得たる場合と雖も他の罪に該  
 効を及ぼさず  
 第四條 赦免を得ると雖も既に徴收したる罰金料料及ひ沒收したる物件ハ還付せず  
 第五條 陸軍大臣海軍大臣司法大臣ハ本令の施行に關し必要の指揮を爲す可し

明治二十二年二月十八日印刷  
 同年同月十九日出版

傍關兼 本 城 松 之 輔  
 發行者 小石川區掃除町卅七番地寄留

印刷者 永 井 鐵 之 丞  
 小石川區掃除町卅三番地寄留

販賣所  
 日本橋區馬喰町二丁目 山口屋  
 全區木石町二丁目 上山屋  
 淺草區三好町 大川屋  
 京橋區大鋸町 共和書店  
 日本橋區橋町四丁目 鶴聲社

支書圖書を複製頒布したる者は赦免せず

政治に關する意思を以て同條例第三條に違ひ第二十一條に該る罪第六條第七條に  
違ひ第二十二條第二十三條に該る罪及び第十五條第十九條第二十條に違ひ第二十  
七條に該る罪

第二條 書法に依り處断せられたる罪と雖も其性質前條に記載したる罪と同一なる者ハ之  
を赦免す

第三條 數罪併發例に依り處断せられたる者最重の罪赦免を得たる場合と雖も他の罪に對  
効を及ぼさず

第四條 赦免を得ると雖も既に徴收したる罰金料料及ひ沒收したる物件ハ還付せず

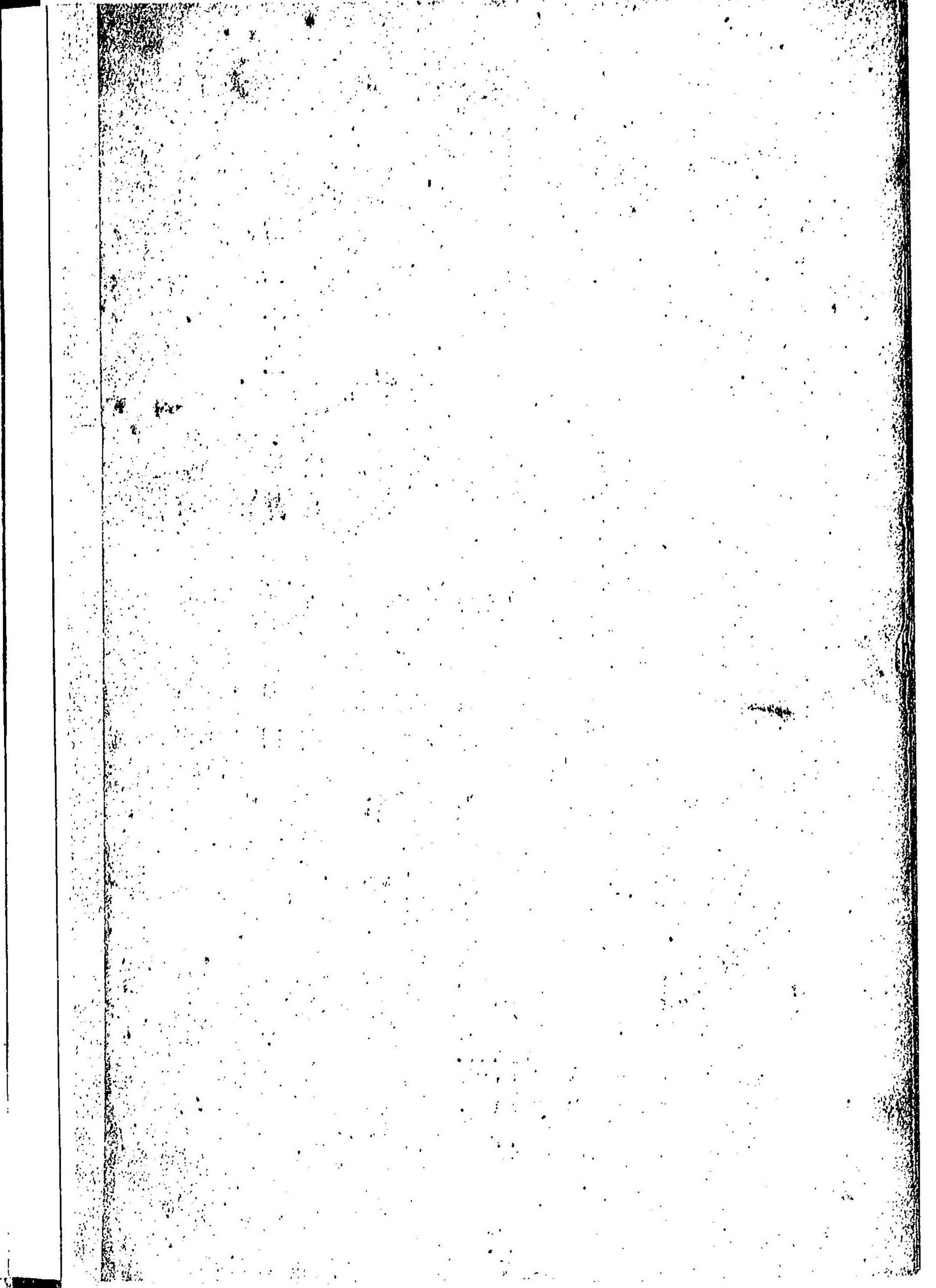
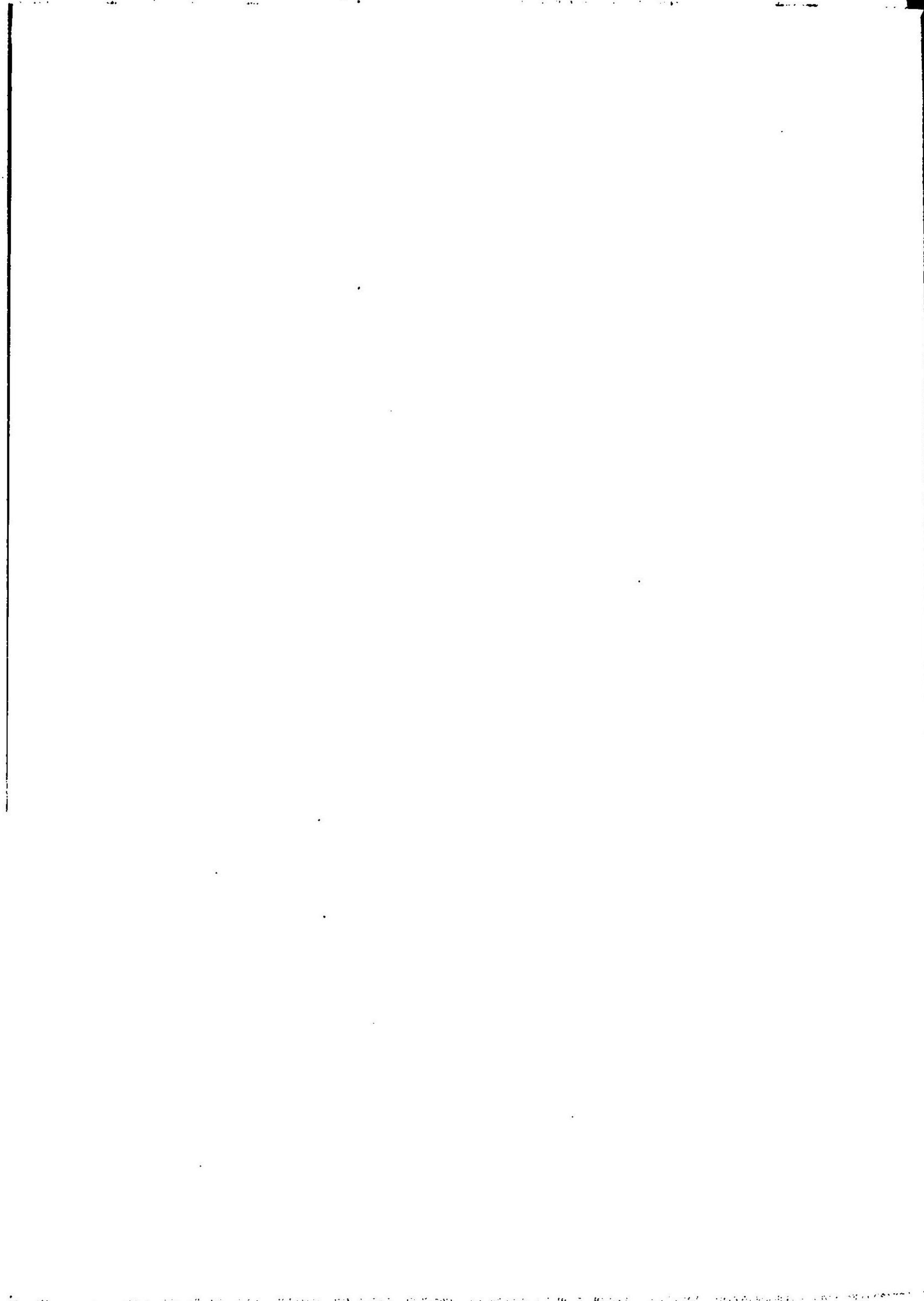
第五條 陸軍大臣海軍大臣司法大臣ハ本令の施行に關し必要の指圖を爲す可し

明治二十二年二月十八日印刷  
同年同月十九日出版

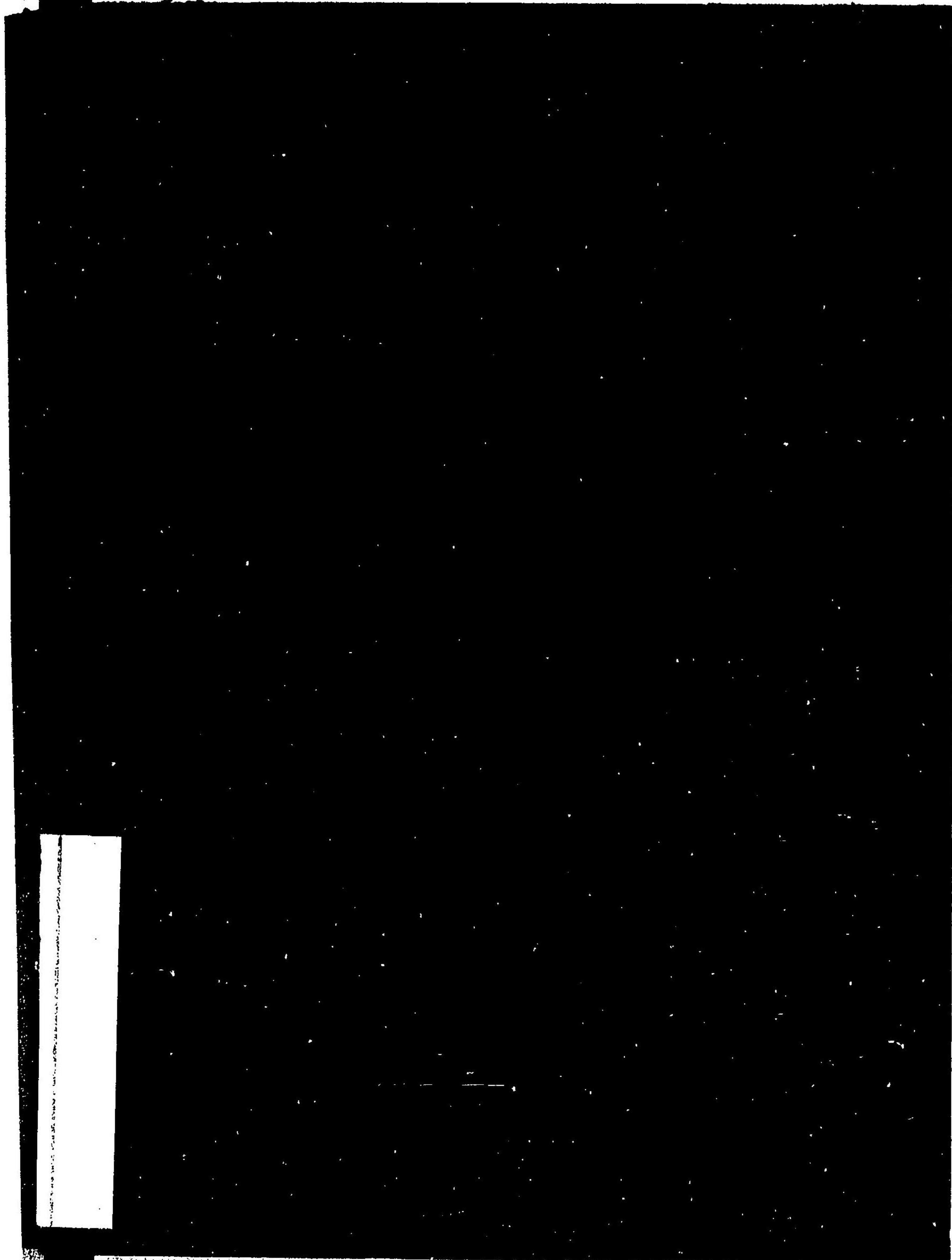
傍訓兼 本 城 松 之 輔  
發行者 小石川區掃除町卅七番地寄留

印刷者 永 井 鐵 之 丞  
小石川區掃除町卅三番地寄留

販 賣 所  
日本橋區馬喰町二丁目 山口屋  
全 區本石町二丁目 上田屋  
淺草區三好町 大川屋  
京橋區大錦町 共和書店  
日本橋區橋町四丁目 鶴聲社







A small, vertical white rectangular area located on the left edge of the black redacted section, possibly containing a page number or a small label. The text within this area is illegible due to the high contrast and small size.

特 15

343

大日本帝国傍訓憲法

国立国会図書館

031694-000-6

特15-343

大日本帝国傍訓憲法並附則

本城 松之輔/訓

M22

BBE-0321

